

画像電子学会研究会講演予稿に掲載される論文の著作権について

本会研究会講演予稿に掲載される論文の著作権は本会に帰属します。詳細は以下のとおりです。

- (1) 本会の研究会講演予稿に掲載される論文等の著作権(複製, 翻訳, 翻案, 電子的形体での利用等のすべてを含む包括的な著作権)は, 原則として本会に帰属するものとする。
- (2) 国際会議, 他学会との共催研究会等特別の事情により(1)項の適用が困難な場合は, 別途協議の上処置する。
- (3) 著者自身が本会以外に投稿する場合, 本会に許可を求めるのが原則であるが実質的には省略する。但し, 営利目的の出版物に投稿する場合にのみ, 本会に申し出ることとする。
- (4) 第三者から, 論文等の複製, 翻訳, 翻案, 電子的形体での利用に関する許諾の要請があり, 本会において必要と認めた場合は, 本会において要請に応ずることができる。但し, 営利目的の出版物に対する許諾については著者に必ず連絡をする。
- (5) 本会が第三者に対して複製, 翻訳, 翻案, 電子的形体での利用等の許諾を有償で行ったことにより収入のあった場合は, 当面本会会計に繰入れ, 学会活動に有効に利用するものとする。

以上のように, 研究会講演予稿に掲載される論文等の著作権は, 本会に帰属することとなりますので御了承願います。